|  |  |
| --- | --- |
|  | 製造工程 |
| (5) 公害防止・管理 | 該当なし |
| (6)  生物多様性・  生態系の保護及び復元 | 指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別147が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準148に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価149が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定150が実施されていること。 |

# セメント製造

*活動内容*

セメントクリンカー、セメント、または代替材の製造。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードC23.51に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動への適応への実質的な貢献

147 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に記す)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

148 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

149 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

150 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

|  |
| --- |
| この経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小を用いて評価が実施される。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施される。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル151、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れている。  実施される適応策は以下のとおりであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション152を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ153に依存すること。   3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。   4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。   5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致していること。 |
| 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」) |

151 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

152 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従い](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)う。<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem->management/our-work/nature-based-solutions.

153 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。

欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | セメント製造工程からの温室効果ガス排出154は以下のとおりとなること。   1. グレーセメントクリンカについては、グレーセメントクリンカ1トン当たり[xxx155]tCO2eより低い。 2. セメントまたは代替材については、グレークリンカーから、セメントまたは代替材1トンあたり[xxx156]tCO2e未満。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者157と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 排出量は、セメント、石灰、酸化マグネシウム158の製造に関して利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の結論に示された最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれよりも低いこと。 有意な交差媒体効果は159発生しないこと。  有害廃棄物を代替燃料として使用するセメントの製造においては、廃棄物の安全な取扱いを確保するための措置が講じられていること。 |

154 規則(EU)2019/331に従って算出。

155 [2021-2026年のEU ETS産業ベンチマークの設定に関連して収集されたデータの中央値]

156 [2021-2026年のEU ETS産業ベンチマークの設定に関連して収集されたデータの中央値に、クリンカ/セメント比(0.65)を乗じた値]

157 指令2000/60/ECにより、組合法に準拠した活動、または同等のものが要求する活動に必要とされる。

第三国における活動のための水質の保全及び水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する国内規定又は国際基準

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

158 指令2010/75/EU及び欧州議会・EUの下で利用可能な最良の技術(BAT)結論を確立する2013年3月26日の委員会実施決定2013/163/EU

セメント、石灰及び酸化マグネシウムの生産のための産業排出に関する評議会(OJ L 100, 9.4.2013, p.) 1).

159 経済学とクロス・メディア・エフェクトに関するベスト・アベイラブル・テクニック参考文書(BREF)、https://eippcb.jrc.eurc.europa.eu/sites/default/files/2019-11/ecm\_bref\_0706.pdf

|  |  |
| --- | --- |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び復元 | 指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別160が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準161に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価162が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定163が実施されていること。 |

# アルミニウムの製造

*活動内容*

一次アルミナ(ボーキサイト)法または二次アルミニウムリサイクル法によるアルミニウムの製造

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードC24.42に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動への適応への実質的な貢献

この経済活動は、重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性の評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。

160 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

161 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

162 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従って

パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

163 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

|  |  |
| --- | --- |
| 以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル164、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れている。  実施される適応策は以下のとおりであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション165を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ166に依存すること。   3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。   4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。   5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致していること。 | |
| 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」) | |
| (1) 気候変動の緩和 | 本活動は、以下のいずれかを製造する。  (a) 一次アルミニウムであって、直接的な温室効果ガス排出量と間接的な温室効果ガス排出167の合計が、製造されたアルミニウム1トン当たり[xxx168]未満であるもの。 |

164 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

165 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem->management/our-work/nature-based-solutions.

166 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

|  |  |
| --- | --- |
|  | (b)再生アルミ |
| (3)  水資源・海洋資源の保護と持続可能な利用 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者169と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 排出量は、非鉄金属産業170についての利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の結論に示されている最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれよりも低いこと。 有意な交差媒体効果は生じないこと。 |
| (6)  生物多様性・  生態系の保護および復元 | 指令2011/92/EUに従って、同盟EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別171が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準172に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ（続く） |

167 間接的な温室効果ガス排出量とは、一次アルミニウムの製造に使用される電力の発電から生じるライフサイクルでの温室効果ガス排出量である。

168 [2021-2026年の期間におけるEU ETS産業ベンチマークの設定に関連して収集されたデータの中央値に、気候変動緩和のためのDNSHを加えたもの]

発電量(270gCO2/kWh)×アルミニウム製造の平均エネルギー効率(15.5MWh/tAl)。

169 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

170 2016年6月13日の委員会実施決定(EU)2016/1032が最良の利用可能性を確立

非鉄金属産業に関する指令2010/75/EU及び理事会の下での技術(BAT)結論(OJ L 174, 30.6.2016, p.) 32).

171 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

172 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 世界遺産及び主要な生物多様性地域、並びに他の保護地域は、適切な評価173(該当する場合)が実施され、その結論に基づいて、必要な緩和措置174が実施されていること。 |

# 鉄鋼業

*活動内容*

鉄鋼業

この活動は、規則(EC)No.1893/2006により確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードC24.10、C24.20、C24.31、C24.32、C24.33、C24.34、C24.51およびC24.52に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| この経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響の評価は、最良の慣行と利用可能な手引きに基づいており、オープンソースモデル175、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および気候変動に関する政府間パネルによるレポートと科学査読を受けた出版物などによる最新の方法論を考慮に入れる。 |

173 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

174 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

175 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施される適応策は以下のとおりであること。   1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。 2. 自然に根ざした176を好むか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ177に依存すること。 3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。 4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。 5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。 | |
| 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」) | |
| (1) 気候変動の緩和 | 本活動は、以下のいずれかを製造するものである。   1. 製造工程ごとの温室効果ガス排出178が以下の値を下回る鉄鋼    1. 溶湯 = [xxx179] tCO2e/t生成物;    2. 焼結鉱 = [xxx180] tCO2e/t生成物;    3. コークス(亜炭コークスを除く。)=[xx181]tCO2e/t生成物;(iv)鋳鉄=[xxx182]tCO2e/t生成物;   五電気炉(電気炉) 高合金鋼 = [xxx183] tCO2e/t生成物 |

176[国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従う。https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystememanagement/our-work/nature-based-soluti](file:///C:\\Users\\Owner\\Google%20ドライブ\\オフィス西田営業\\CE-MVC研究会\\監修済\\Delegated%20act\\翻訳監修\\国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従う。https:\\www.iucn.org\\commissions\\commission-ecosystememanagement\\our-work\\nature-based-soluti)ons.

177 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

178 規則(EU)2019/331に従って算出。

179 [2021-2026年のEU ETS産業ベンチマークの設定に関連して収集されたデータの中央値]

180 [2021-2026年のEU ETS産業ベンチマークの設定に関連して収集されたデータの中央値]

181 [2021-2026年のEU ETS産業ベンチマークの設定に関連して収集されたデータの中央値]

182 [EU ETS産業を確立する文脈で収集されたデータの中央値]

2021-2026年の期間のベンチマーク

183 [2021-2026年のEU ETS産業ベンチマークの設定に関連して収集されたデータの中央値]

|  |  |
| --- | --- |
|  | (vi)電気炉(電気炉)炭素鋼=[xxx184]tCO2e/t生成物。  (b) 電気炉(EAF)中の鋼材と最終製品中の鉄含有量の少なくとも90%はスクラップ鋼から供給される。 |
| (3)  水資源・海洋資源の保護と持続可能な利用 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者185と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 排出量は、鉄鋼生産186に関する利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の結論に示されている最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれよりも低いこと。 有意な交差媒体効果は生じないこと。 |
| (6)  生物多様性・  生態系の保護及び復元 | 指令2011/92/EUに従って、同盟EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別187が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準188に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ（続く） |

184 [2021-2026年のEU ETS産業ベンチマークの設定に関連して収集されたデータの中央値]

185 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

186 2012年2月28日の委員会実施決定2012/135/EUが利用可能な最良のものを確立

鉄鋼生産のための産業排出に関する欧州議会および理事会指令2010/75/EUの下での技術(BAT)結論(OJ L 70,8.3.2012,p)。 63).

187 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

188 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理

|  |  |
| --- | --- |
|  | 世界遺産及び主要な生物多様性地域、並びに他の保護地域は、適切な評価189(該当する場合)が実施され、その結論に基づいて、必要な緩和措置190が実施されていること。 |

* 1. **水素の製造水素の製造**

本活動は統計に従ってNACEコードC.20.11に分類される。

規則(EC)No 1893/2006によって制定された経済活動の分類。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| この経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、オープンソースモデル191、気候変動に関する最新の政府間パネル報告書に準拠した脆弱性とリスク分析のための利用可能な最良の科学、関連する方法論、科学的ピアレビューを考慮に入れている。 |

189 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

190 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

191 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

実施される適応策は以下のとおりであること。

* + 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
    2. 自然に基づくソリューション192を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ193に依存すること。
    3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
    4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
    5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致していること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | この活動は、EU指令2018/2001の25項(2)および委員会194と同指令附属書Vに規定されるとおり、ライフサイクルで見たGHG排出削減要求である対化石燃料比較値の94g CO2e/MJに対して70％の削減を満たすこと。  ライフサイクルで見たGHG削減量は、同指令の28項(5)またはISO14067:2018、もしくはISO14064-1：2018に記された方法を使って計算されること。  数量化されたGHGライフサイクル削減量は、該当する場合同指令の30項か、または独立した第三者によって検証されること。 |
| (3)  水資源・海洋資源の持続可能な利用と保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者195と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |

192 [国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従う。https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystememanagement/our-work/nature-based-soluti](file:///C:\\Users\\Owner\\Google%20ドライブ\\オフィス西田営業\\CE-MVC研究会\\監修済\\Delegated%20act\\翻訳監修\\国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従う。https:\\www.iucn.org\\commissions\\commission-ecosystememanagement\\our-work\\nature-based-soluti)ons.

193 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

194 再生可能エネルギー源からのエネルギー利用の促進に関する2018年12月11日の欧州議会及び理事会指令(EU)2018/2001(OJ L328, 21.12.2018, p) 82).

195 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。

第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避

|  |  |
| --- | --- |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 排出量は、[化学部門における一般的な廃ガス管理および処理システムのための利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の結論]に示されている利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内またはそれよりも低い。重大な媒体間影響は生じない。 |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び復元 | 指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別196が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準197に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価198が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定199が実施されていること。 |

# カーボンブラックの製造

*活動内容*

カーボンブラックの製造

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードC.20.13の下で分類される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

196 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き(以下に記載)

同指令第4条(2)

197 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

198 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従って

パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

199 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| この経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル200、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れている。  実施される適応策は以下のとおりであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション201を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ202に依存すること。   3. 地域、部門、地域、国の適応努力と整合的であること。   4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。   5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的ＤＮＳＨスクリーニング基準に合致すること。 |

200 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

201 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) [、 https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](file:///C:\\Users\\Owner\\Google%20ドライブ\\オフィス西田営業\\CE-MVC研究会\\監修済\\Delegated%20act\\翻訳監修\\、https:\\www.iucn.org\\commissions\\commission-ecosystem-)management/our-work/nature-based-solutions.

202 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

重大な危害を及ぼさない(「DHSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | カーボンブラック製造工程からの温室効果ガス排出203は、製品1トン当たりの[xxx204]tCO2eよりも低いこと。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者205と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 排出量は、以下に示す最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれ以下であること。   1. 大量の無機化学物質およびその他の産業206のための最良利用可能技術参考文献文書。 2. 化学部門の207における一般的な廃水および廃ガス処理/管理システムについて、利用可能な最良の技術(BAT)の結論。 |

203 規則(EU)2019/331に従って算出。

204 [2021-2026年のEU ETS産業ベンチマークの設定に関連して収集されたデータの中央値]

205 指令2000/60/ECにより、組合法に準拠した活動、または同等のものが要求する活動に必要とされる。

第三国における活動のための水質の保全及び水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する国内規定又は国際基準

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

206 大容量無機化学物質のための最良利用可能技術(BAT)参照文書

ソリッドその他の業界、https://eippcb.jrc.ec.europa.eu/sites/default/files/2019-11/lvics\_bref\_0907.pdf

207 2016年5月30日付委員会実施決定(EU)2016/902

化学部門における一般的な廃水及び廃ガス処理/管理システムのための指令2010/75/EU、欧州議会及び理事会の下での技術(BAT)結論(OJ L 152, 9.6.2016, p.) 23).

|  |  |
| --- | --- |
|  | (c) [化学部門における一般的な廃ガス管理・処理システムに関する利用可能な最良の技術(BAT)の結論]  有意な交差媒体効果は生じないこと。 |
| (6)  生物多様性・  生態系の保護及び復元 | 指令2011/92/EUに従って、同盟EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別208が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準209に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価210が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定211が実施されていること。 |

# 炭酸二ナトリウムの製造

*活動内容*

炭酸二ナトリウム(ソーダ灰)の製造

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードC.20.13の下で分類される。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動への適応への実質的な貢献

208 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

209 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

210 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

211 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

|  |
| --- |
| この経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル212、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れている。  実施される適応策は以下のとおりであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション213を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ214に依存すること。   3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。   4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。   5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。 |
| 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」) |

212 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

213 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従い の 性質 (IUCN)、 https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)

[経営・仕事・自然を基盤としたソリューション](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)

214 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 炭酸二ナトリウム(ソーダ灰)製造工程からの温室効果ガス排出215は、製品1トン当たりの[xxx216]tCO2eよりも低いこと。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者217と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 排出量は、以下に示す最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれ以下であること。   1. 大量の無機化学物質およびその他の産業のための最良利用可能技術参考文書(BREF) 2. 化学部門における一般的な廃水および廃ガス処理/管理システムのための最良の利用可能な技術(BAT)の結論 3. [化学部門における一般的な廃ガス管理・処理システムのための、利用可能な最良の技術(BAT)の結論]   有意な交差媒体効果は生じないこと。 |
| (6)  生物多様性・ | 指令2011/92/EUに従って、ＥＵ内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別218が完了していること。 第三国での活動については、環境アセスメントが実施されていること。 |

215 規則(EU)2019/331に従って算出。

216 [2021-2026年のEU ETS産業ベンチマークの設定に関連して収集されたデータの中央値]

217 指令2000/60/ECにより、組合法に準拠した活動、または同等のものが要求する活動に必要とされる。

第三国における活動のための水質の保全及び水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する国内規定又は国際基準

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

218 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き(以下に記載)

同指令第4条(2)

|  |  |
| --- | --- |
| 生態系の保護及び復元 | 同等の国内規定又は国際基準219に従って記入すること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価220が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定221が実施されていること。 |

* 1. **塩素の製造**

**活動**

塩素の製造

本活動は統計に従ってNACEコードC.20.13に分類される。

規則(EC)No 1893/2006によって制定された経済活動の分類。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動への適応への実質的な貢献

この経済活動は、重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

本活動にとって重要な物理的気候リスクは、強固な気候リスクと脆弱性評価を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

* + 1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。

219 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

220 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従って

パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

221 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

## 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル222、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れている。

実施される適応策は以下のとおりであること。

* + - 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
      2. 自然に基づくソリューション223を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ224に依存すること。
      3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
      4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
      5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的ＤＮＳＨスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 電気分解および塩素処理の電力消費量は、塩素1トン当たり2,45MWh以下であること。  塩素製造に使用される電力の直接的な温室効果ガス排出量の平均は、270g CO2e/kWh以下であること。 |
| (3) | 水質の保全及び水ストレスの回避に関する環境劣化リスクは、関連する利害関係者225と協議した上で策定された、水利用と防護のマネジメントプランに従って特定され、かつ、対処されること。 |

222 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

223 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従い](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)う。 [https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](file:///C:\\Users\\Owner\\Google%20ドライブ\\オフィス西田営業\\CE-MVC研究会\\監修済\\Delegated%20act\\翻訳監修\\%09https:\\www.iucn.org\\commissions\\commission-ecosystem-)management/our-work/nature-based-solutions.

224 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

|  |  |
| --- | --- |
| 水資源・海洋資源の持続可能な利用と保護 |  |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 排出量は、以下に示す最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれ以下であること。   1. 塩素アルカリ226の製造に関して利用できる最良の技術(BAT)の結論 2. 化学部門における一般的な廃水および廃ガス処理/管理システムのための最良の利用可能な技術(BAT)の結論 3. [化学部門における一般的な廃ガス管理・処理システムのための、利用可能な最良の技術(BAT)の結論]   有意な交差媒体効果は生じないこと。 |
| (6)  生物多様性 生態系の保護及び復元 | 指令2011/92/EUに従って、ＥＵ内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別227が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準228に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(Natura 2000保護地域ネットワークを含む、ユネスコ世界遺産及び主要な生物多様性地域、並びに他の保護地域)またはその近傍に所在するサイト/事業は、（続く） |

225 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

226 塩素アルカリの生産のための、工業排出に関する欧州議会および理事会指令2010/75/EU(OJ L 332, 11.12.2013, p)の下で利用可能な最良の技術(BAT)結論を確立した2013年12月9日の委員会実施決定2013/732/EU。 34).

227 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

228 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 適切な評価229(該当する場合)が実施され、その結論に基づいて、必要な緩和措置230が実施されていること。 |

# 有機基礎化学品の製造

*活動内容*

以下の材料の製造:

1. 大量化学物質(HVC):
   1. アセチレン
   2. エチレン
   3. プロピレン
   4. ブタジエン
2. 芳香族:
   1. 混合アルキルベンゼン、混合アルキルナフタレン(HS2707又は2902を除く。)
   2. シクロヘキサン;
   3. ベンゼン
   4. トルエン
   5. o-キシレン
   6. p-キシレン;
   7. m-キシレン異性体及び混合キシレン異性体
   8. エチルベンゼン
   9. クメン
   10. ビフェニル、ターフェニル、ビニルトルエンその他の環状炭化水素(シクラン、シクレン、シクロテルペン、ベンゼン、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン、クメン、ナフタレン、アントラセンを除く。)
   11. ベンゾール(ベンゼン)、トルオール(トルエン)、キシロール(キシレン)
   12. ナフタレンその他の芳香族炭化水素混合物(ベンゾール、トルオール、キシロールを除く。)
3. 塩化ビニル
4. スチレン

229 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

230 プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないために特定される。

1. 酸化エチレン
2. モノエチレングリコール
3. アジピン酸

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードC20.14に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| この経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル231、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れている。  実施される適応策は以下のとおりであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション232を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ233に依存すること。 |

231 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

232 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) [(IUCN)、 https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](file:///C:\\Users\\Owner\\Google%20ドライブ\\オフィス西田営業\\CE-MVC研究会\\監修済\\Delegated%20act\\翻訳監修\\(IUCN)、https:\\www.iucn.org\\commissions\\commission-ecosystem-)management/our-work/nature-based-solutions.

## 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。

1. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
2. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 有機化学品製造工程からの温室効果ガス排出234は、以下よりも低い。   1. HVCについては、[xxx235] HVCのtCO2e/t; 2. 芳香族については、[xxx236] 芳香族のtCO2e/t; 3. 塩化ビニルについては、[xxx237] 塩化ビニルのtCO2e/t 4. スチレンについては、スチレンの[xxx238]tCO2e/t 5. エチレンオキシド/エチレングリコールの場合:[xxx239] エチレンオキシド/グリコールのtCO2e/t; 6. アジピン酸はアジピン酸の[xxx240]tCO2e/t。 |
| (3) 水資源・海洋資源の持続可能な利用と保護 | 水質の保全及び水ストレスの回避に関する環境劣化リスクは、関連する利害関係者241と協議した上で策定された、水利用と防護のマネジメントプランに従って特定され、かつ、対処されること。 |

233 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会、地域委員会:グリーン・インフラストラクチャー(GI)-EUのNatural Capitalの強化(COM/2013/0249最終版)への連絡を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

234 規則(EU)2019/331に従って算出。

235 [2021-2026年のEU ETS産業ベンチマークの設定に関連して収集されたデータの中央値]

236 [EU ETS産業を確立する文脈で収集されたデータの中央値]

2021-2026年の期間のベンチマーク

237 [2021-2026年のEU ETS産業ベンチマークの設定に関連して収集されたデータの中央値]

238 [2021-2026年のEU ETS産業ベンチマークの設定に関連して収集されたデータの中央値]

239 [EU ETS産業を確立する文脈で収集されたデータの中央値]

2021-2026年の期間のベンチマーク

240 [2021-2026年のEU ETS産業ベンチマークの設定に関連して収集されたデータの中央値]

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 排出量は、以下に示す最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれ以下であること。   1. 大量の有機化学242を製造するための最良の利用可能な技術(BAT)の結論 2. 化学部門における一般的な廃水および廃ガス処理/管理システムのための最良の利用可能な技術(BAT)の結論 3. [化学部門における一般的な廃ガス管理・処理システムのための最良の利用可能な技術(BAT)の結論]   有意な交差媒体効果は生じないこと。 |
| (6)  生物多様性 生態系の保護及び復元 | 指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別243が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準244に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(Natura 2000保護地域ネットワークを含む、ユネスコ世界遺産及び主要な生物多様性地域、並びに他の保護地域)またはその近傍に所在するサイト/事業（続く） |

241 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

242 大量の有機化学物質の生産のための指令2010/75/EU欧州議会及び理事会の下での、利用可能な最良の技術(BAT)結論を確立した2017年11月21日の委員会実施決定(EU)2017/2117(OJ L 323,7.12.2017,p)。 1).

243 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

244 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

|  |  |
| --- | --- |
|  | は、適切な評価245(該当する場合)が実施され、その結論に基づいて、必要な緩和措置246が実施されていること。 |

# 無水アンモニアの製造

*活動内容*

無水アンモニアの製造

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードC.20.15に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| この経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、オープンソースモデル247、気候変動に関する最新の政府間パネル報告書に準拠した脆弱性とリスク分析のための利用可能な最良の科学、関連する方法論、科学的ピアレビューを考慮に入れている。 |

245 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

246 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

247 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

実施される適応策は以下のとおりであること。

* + 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
    2. 自然に基づくソリューション248を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ249に依存すること。
    3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
    4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
    5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 無水アンモニアの製造は、無水アンモニア1トン当たりの温室効果ガス排出250が[xxx251]tCO2eよりも低いこと。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者252と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |

248 [国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従い、https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystememanagement/our-work/nature-based-soluti](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)

249 [欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

250 規則(EU)2019/331に従って算出。

251 [2021-2026年のEU ETS産業ベンチマークの設定に関連して収集されたデータの中央値]

252 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。

第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

|  |  |
| --- | --- |
| (5) 公害防止・管理 | 排出量は、以下に示す最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれ以下であること。   1. 大量の無機化学物質(アンモニア、酸、および肥料253)を製造するための最良利用可能技術参考文書(BREF) 2. 化学部門における一般的な廃水および廃ガス処理/管理システムのための最良の利用可能な技術(BAT)の結論 3. [化学部門における一般的な廃ガス管理・処理システムのための、利用可能な最良の技術(BAT)の結論]   有意な交差媒体効果は生じないこと。 |
| (6)  生物多様性 生態系の保護及び復元 | 指令2011/92/EUに従って、ＥＵ内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別254が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準255に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価256が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定257が実施されていること。 |

253 大容量無機化学物質の製造のための最良利用可能技術(BAT)参照文書-アンモニア、酸および肥料https://eippcb.jrc.ec.europa.eu/sites/default/files/2019-11/lvic\_aaf.pdf

254 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き(以下に記載)

同指令第4条(2)

255 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

256 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従って

パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

257 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

* 1. **硝酸の製造**

活動

硝酸の製造

## 本活動は統計に従ってNACEコードC.20.15に分類される。

規則(EC)No 1893/2006によって制定された経済活動の分類。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| この経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル258、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れている。  実施される適応策は以下のとおりであること。   * 1. 適応努力または他の者、自然、資産その他の経済活動に係る気候上の物理的リスクについての回復力のレベルに悪影響を及ぼさないこと |

258 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

1. 自然に基づくソリューション259を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ260に依存すること。
2. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
3. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
4. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 硝酸製造による温室効果ガス排出261は硝酸1トン当たり[xxx262]tCO2eより低いこと。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者263と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 排出量は、以下に示す最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれ以下であること。  (a) 大量の無機化学物質(アンモニア、酸及び肥料)の製造のための最良利用可能技術参考文献文書(BREF) |

259 [国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従い、https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystememanagement/our-work/nature-based-soluti](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)

260 [欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

261 規則(EU)2019/331に従って算出。

262 [2021-2026年のEU ETS産業ベンチマークの設定に関連して収集されたデータの中央値]

263 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。

第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 1. 化学部門における一般的な廃水および廃ガス処理/管理システムのための最良の利用可能な技術(BAT)の結論 2. [化学部門における一般的な廃ガス管理・処理システムのための、利用可能な最良の技術(BAT)の結論]   有意な交差媒体効果は生じないこと。 |
| (6)  生物多様性・  生態系の保護及び復元 | 指令2011/92/EUに従って、同盟ＥＵ内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別264が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準265に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価266が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定267が実施されていること。 |

# プラスチック一次製品製造業

*活動内容*

樹脂、プラスチック材料、加硫不可能な熱可塑性エラストマーの製造、カスタムベースでの樹脂の混合およびブレンド、ならびに特注ではない合成樹脂の製造。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードC20.16に分類される。

264 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(指令第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

265 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

266 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従ってなされる。

。

267 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| この経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル268、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れている。  実施される適応策は以下のとおりであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション269を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ270に依存すること。   3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。   4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。   5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。 |

268 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

269 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)う。 [(IUCN)、 https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](file:///C:\\Users\\Owner\\Google%20ドライブ\\オフィス西田営業\\CE-MVC研究会\\監修済\\Delegated%20act\\翻訳監修\\(IUCN)、https:\\www.iucn.org\\commissions\\commission-ecosystem-)management/our-work/nature-based-solutions.

270 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 一次形態のプラスチックとは、以下のいずれかである:   1. プラスチック廃棄物の機械的リサイクルにより完全に製造されるもの。 2. プラスチック廃棄物のケミカルリサイクルにより完全に製造され、製造されたプラスチックのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量が、燃料の生産から算出された利益を除き、化石燃料原料から製造された同等の一次プラスチックのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量よりも低いもの。   ライフサイクル温室効果ガス排出量は、委員会勧告2013/179/EU、あるいはISO 14067:2018またはISO 14064-1:2018を用いて算定されること。  定量化されたライフサイクルGHG排出量は、独立した第三者機関によって検証されること。   1. 全部又は一部が再生可能な原料から製造された一次的な製品で、製造されたプラスチックのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量が、化石燃料原料から製造された等価なプラスチックのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量よりも少ない、再生可能な原料271から造られたもの。   ライフサイクル温室効果ガス排出量は、委員会勧告2013/179/EU、あるいはISO 14067:2018またはISO 14064-1:2018を用いて算定されること。  定量化されたライフサイクルGHG排出量は、独立した第三者機関によって検証されること。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者272と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |

271 再生可能な原料とは、バイオマス、産業用バイオ廃棄物、都市バイオ廃棄物を指す。

272 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動が該当する。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

|  |  |
| --- | --- |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 排出量は、ポリマー273の製造のための最良利用可能技術参考文献に記載されている最良利用可能技術(BAT-AEL)に関連する排出量レベルの範囲内かそれよりも低いこと。 有意な交差媒体効果は生じないこと。 |
| (6)  生物多様性 生態系の保護及び復元 | 指令2011/92/EUに従って、ＥＵ内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別274が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準275に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価276が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定277が実施されていること。 |

1. **エネルギー**

# 太陽光発電技術による発電

*活動内容*

太陽光発電(PV)技術を利用した発電設備の建設・運営

273 利用可能な最良の実装方法(BAT)ポリマーの製造のための参考文書https://eippcb.jrc.ec.europa.eu/sites/default/files/2019-11/pol\_bref\_0807.pdf。

274 権限のある機関が、附属書Ⅱに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続

指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。

275 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

276 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従って行われる。

277 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

本活動が、本附属書の7.6節に言及されている「再生可能エネルギー技術の設置、維持及び修理」活動の不可欠な要素である場合には、7.6節に規定されている技術スクリーニング基準が適用される。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11およびF.42.22に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| この経済活動は、重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル278、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れている。  実施される適応策は以下のとおりであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション279を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ280に依存すること。 |

278 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

279 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) [、 https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](file:///C:\\Users\\Owner\\Google%20ドライブ\\オフィス西田営業\\CE-MVC研究会\\監修済\\Delegated%20act\\翻訳監修\\、https:\\www.iucn.org\\commissions\\commission-ecosystem-)management/our-work/nature-based-solutions.

## 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。

1. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
2. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 該当なし |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 該当なし |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | この活動は、高い耐久性とリサイクル可能性を有し、解体および修理が容易な機器および構成部品の利用可能性を評価し、可能であれば使用するものである。 |
| (5) 公害防止・管理 | 該当なし |
| (6)  生物多様性・  生態系の保護及び復元 | 指令2011/92/EUに従って、同盟ＥＵ内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別281が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準282に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む) |

280 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会、地域委員会:グリーン・インフラストラクチャー(GI)-EUのNatural Capitalの強化(COM/2013/0249最終版)への連絡を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

281 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

282 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

|  |  |
| --- | --- |
|  | (主要生物多様性地域並びに他の保護地域を含む)適切な評価283が実施され、その結論に基づき、必要な軽減措置284が実施されていること。 |

# 集光型太陽光発電(CSP)技術による発電

*活動内容*

集光型太陽光発電(CSP)技術を用いて発電する発電設備の建設または運用。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11およびF42.22に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動への適応への実質的な貢献

この経済活動は、重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

* + 1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
    2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響の評価は、ベストプラクティスと利用可能な指針に基づいており、気候変動に関する政府間パネルの最新報告書および科学的ピアレビューを受けた出版物に準拠した脆弱性およびリスク分析、および関連する方法論のために利用可能な最良の科学であるオープンソースモデル285を考慮に入れている。

283 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

284 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

285 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

実施される適応策は以下のとおりであること。

* + - 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
      2. 自然に基づくソリューション286を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ287に依存すること。
      3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
      4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
      5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 該当なし |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者288と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | この活動は、高い耐久性とリサイクル可能性を有し、解体および修理が容易な機器および構成部品の利用可能性を評価し、可能であれば使用するものである。 |
| (5) 公害防止 ・管理 | 該当なし |

286 [国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従い、https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystememanagement/our-work/nature-based-soluti](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)ons.

287 [欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

288 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。

第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| (6)  生物多様性  生態系の保護及び復元 | 指令2011/92/EUに従って、同盟ＥＵ内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別289が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準290に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価291が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定292が実施されていること。 |

# 風力発電

*活動内容*

風力発電による発電設備の建設・運用 活動が、本附属書の7.6節に言及されている活動「再生可能エネルギー技術の設置、維持及び修理」の不可欠な要素である場合には、7.6節に規定されている技術審査基準が適用される。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.1.1に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動への適応への実質的な貢献

289 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

290 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

291 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従って行われる。

292 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

|  |
| --- |
| この経済活動は、重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル293、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れている。  実施される適応策は以下のとおりであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション294を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ295に依存すること。   3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。   4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。   5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。 |
| 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」) |

293 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

294 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions) [https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-](file:///C:\\Users\\Owner\\Google%20ドライブ\\オフィス西田営業\\CE-MVC研究会\\監修済\\Delegated%20act\\翻訳監修\\%09%09https:\\www.iucn.org\\commissions\\commission-ecosystem-)management/our-work/nature-based-solutions.

295 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 該当なし |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 洋上風力発電の建設の場合、本活動は指令2008/56/ECのDiscriptor 11(Noise/Energy)に関する要件に準拠していること。指令および委員会決定(EU)2017/848の付属書Iに、その記述子の関連する基準および方法基準が定められている。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | この活動は、高い耐久性とリサイクル可能性を有し、解体および修理が容易な機器および構成部品の利用可能性を評価し、可能であれば使用するものである。 |
| (5) 公害防止・管理 | 該当なし |
| (6)  生物多様性 生態系の保護及び復元 | 指令2011/92/EUに従って、ＥＵ内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別296が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準297に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)またはその近傍に所在する場所/事業、ならびにその他の保護地域については、適切な評価298が実施されており、その結論に基づき、必要な軽減測定299が300実施されていること。 |

296 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(2011/92/EUの第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

297 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

298 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従って

パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

299 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

300 この基準を実施するための実際的な指針は、欧州委員会の文書「風力エネルギー開発と自然2000」に含まれている。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 洋上風力発電の場合、その活動は指令2008/56/ECの記述子1(生物多様性)および同指令の附属書Iに規定された6(海底の完全性)、ならびに  これらの記述子の関連する基準及び方法基準に関する委員会決定(EU)2017/848に適合していること。 |

# 海洋エネルギー発電技術

*活動内容*

海洋エネルギーを利用して発電する発電設備の建設又は運用

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11およびF42.22に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動への適応への実質的な貢献

この経済活動は、重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

* + 1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
    2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル301、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れている。

https://ec.europa.eu/environment/natura2000/management/docs/Wind\_farms.pdf [更新中]

DA採用の時期に利用可能であれば、新たな参考文献を追加する。

301 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

実施される適応策は以下のとおりであること。

* + - 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
      2. 自然に基づくソリューション302を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ303に依存すること。
      3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
      4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
      5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的ＤＮＳＨスクリーニング基準に合致していること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | 該当なし |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 本活動は、指令2008/56/ECおよびその指令と委員会決議 (EU) 2017/848付属書Iの記述子11(Noise/Energy)に関する要件に準拠していること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | この活動は、高い耐久性とリサイクル可能性を有し、解体および修理が容易な機器および構成部品の利用可能性を評価し、可能であれば使用するものである。 |
| (5) 公害防止・管理 | 2001年10月5日に採択された船舶における有害な防汚システムの制御に関する国際条約を同盟法で実施する規則(EU)第528/2012号に規定されているように、防汚塗料及び殺生物剤の毒性を最小限にするための措置が実施されているころ。 |
| (6) | 指令2011/92/EUに従い、ＥＵ内の活動について、環境影響評価(EIA)または選別304が完了していること。 |

302 [国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従う、https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystememanagement/our-work/nature-based-soluti](file:///C:\\Users\\Owner\\Google%20ドライブ\\オフィス西田営業\\CE-MVC研究会\\監修済\\Delegated%20act\\翻訳監修\\国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従う、https:\\www.iucn.org\\commissions\\commission-ecosystememanagement\\our-work\\nature-based-soluti)on

303 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

|  |  |
| --- | --- |
| 生物多様性 生態系の保護及び復元 | . 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準305に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価306が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定307が実施されていること。  この活動は、指令2008/56/ECの記述子1(生物多様性)に関する要件に準拠していること。指令および委員会決定(EU)2017/848の附属書Iに、これらの記述子の関連する基準および方法基準に関連して定められている。 |

# 水力発電

*活動内容*

水力発電から発電する発電設備(混合揚水発電を含む)の建設または運営。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11およびF42.22に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動への適応への実質的な貢献

304 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(指令2011/92/EUの第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管当局が決定する手続き。

305 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

306 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

307 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

|  |
| --- |
| この経済活動は、重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル308、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れている。  実施される適応策は以下のとおりであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション309を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ310に依存すること。   3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。   4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。   5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的ＤＮＳＨスクリーニング基準に合致していること。 |
| 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」) |

308 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

309 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem->management/our-work/nature-based-solutions.

310 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | この活動による直接のＧＨＧ排出量は、270gCO2e/kWhよりも低いこと。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 1. 再生可能エネルギーまたはエネルギー貯蔵ポテンシャルを高めるための改修活動を含む、既存の水力発電所の運転。   技術的に実行可能で、生態学的に関連のあるすべての緩和措置は、水への悪影響、並びに水に直接依存する保護された生息地及び種への悪影響を低減するために実施されてきた。  これらの措置の有効性は、被災した水域の良好な状態又は可能性を達成することを目的とした条件を設定する認可又は許可の文脈で監視されること。  水力発電所の運転は、権限のある機関が発行する認可又は許可に完全に従い、次のことを行うために必要なすべての関連する緩和措置を定めること。   * 1. 植物が関係する特定の水域の連続性が妨げられることのない状態にできる限り近い状態を確保する。これには、魚の死滅を防止する最先端で完全に機能する魚の通路及びタービン、生態系の流れ及び堆積物の流れを最小限にするための措置、植物の操業の適応を含む。   2. ハイドロピークの影響を減らす。   3. 水生生物種の生息地を保護または強化する。   4. 富栄養化の悪影響を低減する  1. 水力発電所新設   プラントは、以下のいずれかに適合するように、設計、場所、および緩和措置によって計画されること。   * 1. この節で言及する累積的影響評価によって実証されるように、発電所が、関連する特定の水域の良好な状態又は可能性の達成を損なわないこと。   2. 発電所は、関連する特定の水域の良好な状態/可能性の達成を著しく劣化させたり、損なうことはなく、また、公益上の最優先の理由によって正当化されること。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 発電所は、設計、場所、および緩和措置によって考案されており、その結果、同じ河川流域区域内のいずれの水域においても、良好な状態/可能性の達成を永続的に損なわないようになっていること。  重大な地域レベルまたは流域レベルの環境影響を特定し、対処するために、累積的影響評価が実施されていること。 評価は:  (a) 特に次の事項を考慮し、水に直接依存する保護された生息地及び種に加えて、水域に潜在的なすべての影響を取り扱うこと。   1. 移動回廊、自由流河川、または攪乱されていない状態に近い生態系; 2. 例えば、水力発電カスケードまたはその他の活動(例えば、農業、運輸など)の一部として、流域における既存の、および既に認可され、計画されているインフラ開発のすべての影響。   (b)特に水文学的変化に敏感な生物学的品質要素に関するモニタリングデータ、及び現在の活動と比較した新しい活動の結果として予想される水体の状態を含む、最近の包括的で正確なデータに基づいていること。  累積的影響評価は、発電所建設が、同じ河川流域区域内の他の水域または接続された生態系における良好な状態/潜在的な目標の達成を永続的に排除するものでないことを示していること。  累積的影響評価により、敷地固有の条件または最新技術の使用の結果として、想定された発電所建設が特定の水域の良好な状態/可能性の達成を損なわないことが実証された場合、新水力発電所の運転は、影響を受けた水域の良好な状態または可能性を達成するための条件を設定する認可または許可に完全に準拠すること。 プラントは、流量管理と洪水体制(規模、頻度、期間、変化のタイミングと速度)および制御放出、最新の完全に機能する魚の通路、魚の死滅を防止する最新鋭のタービン、制御された温度、適切な生態学的流れ、堆積物の流れ、タービンの運転のタイミングを含む緩和措置に関して、適切な環境基準を尊重していること。  累積影響評価の結果、以下のことが明らかになった場合（続く） |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 想定される発電所建設は、関連する特定の水域の良好な状態/可能性の達成を悪化させるか、または損なう可能性があり、さらなる詳細な費用便益評価が実施されること。 詳細な費用便益評価は、そのような悪化が顕著ではなく、以下の基準のすべてを満たすことを示していること。   1. 再生可能エネルギーの発電及びエネルギー貯蔵に関して計画された水力発電所が果たす有益な目的は、技術的な実現可能性又は不均衡な費用の理由から、より良い環境上の結果をもたらす代替手段(代替的な場所、既存の水力発電所又はインフラの復旧/改修、河川の連続性を妨げない技術の利用、関連する場合には、特定のケースにおいてより良い環境上の代替手段を提供する可能性のある他の潜在的な電力源の検討、計画された水力発電所が果たす有益な目的は、公益上の最優先の理由により正当化されること。 2. 計画された水力発電所から期待される効果は、環境や社会に与える水の状態が悪化することによるコストを上回ること。 詳細な費用便益分析では、以下の側面を考慮すること。    1. 該当する場合には、国の自然エネルギー戦略に従って、エネルギーミックスにおける自然エネルギーの割合を増加させるための、エネルギーの限界生産量及びその寄与。    2. 水の状態又は上流及び下流での潜在的な影響    3. 生物多様性への影響、特に保護地域への影響(例えば、連邦のNatura 2000サイト、飲料水に依存している地域、水浴場のある地域など)。    4. 生態系サービスの便益(可能な場合は量的に)。 3. 技術的に実行可能で生態学的に関連のあるすべての緩和措置は、許可または認可に含まれ、計画された水力発電所が関係する水域の状態への悪影響を低減するために実施されること。 その措置とは；    1. 妨害されない状態にできるだけ近い状態を確保する |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 連続性(最先端の完全に機能する魚の通路及び魚の死滅を防止するタービン、生態学的な流れ及び堆積物の流れを最小限にするための措置、発電所の操業調整を含む。)  (ii) ハイドロピークの影響低減。(iii) 水生生物種の生息地保護または強化。(iv) 富栄養化の悪影響低減。  (d) 項目(d)に記す緩和措置に加え、該当する場合には、プロジェクトが同一の河川流域地区における水域の断片化を増加させないことを確保するための補償措置が実施されること。 これは、計画された水力発電所が引き起こす可能性のある連続性の中断を補償する範囲で、同じ河川流域区域内の連続性を回復することによって達成される。 補償は、プロジェクトの実施前に開始されること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 該当なし |
| (6)  生物多様性  生態系の保護及び復元 | 指令2011/92/EUに従って、同盟ＥＵ内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別311が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準312に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ　（続く） |

311 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

312 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理

|  |  |
| --- | --- |
|  | 世界遺産及び主要な生物多様性地域、並びに他の保護地域は、適切な評価313(該当する場合)が実施され、その結論に基づき、必要な緩和措置314が315実施されていること。 |

# 地熱発電

*活動内容*

地熱エネルギーを利用して発電する発電設備の建設または運用。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11およびF42.22に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動への適応への実質的な貢献 |
| この経済活動は、重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。   気候予測と影響の評価は、ベストプラクティスと利用可能な指針に基づいており、利用可能な最良の科学である気候変動に関する政府間パネルの最新報告書および科学的ピアレビューを受けた出版物に準拠した脆弱性およびリスク分析、および関連する方法論のためのオープンソースモデル316を考慮に入れている。 |

313 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

314 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

315 実務指針は、委員会通知C/2018/2619「EU自然法に関連する水力発電の要件に関するガイダンス文書」(OJ C 213, 18.6.2018, p)に記載されている。 1).

316 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

実施される適応策は以下のとおりであること。

* + 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
    2. 自然に基づくソリューション317を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ318に依存すること。
    3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
    4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
    5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致していること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | この活動によるＧＨＧの直接排出量は、270gCO2e/kWhよりも低いこと。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者319と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |

317 [国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従い、https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystememanagement/our-work/nature-based-soluti](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)ons

318 [欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

319 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。

第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

|  |  |
| --- | --- |
| (5) 公害防止・管理 | 高エンタルピー地熱エネルギーシステムの運用のために、指令2004/107/ECおよび指令2008/50/ECに定められた大気排出要件に適合する適切な緩和システムが整備されていること。 |
| (6)  生物多様性 生態系の保護及び復元 | 指令2011/92/EUに従って、ＥＵ内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別320が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準321に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価322が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定323が実施されていること。 |

# ガス・液体燃料からの発電

*活動内容*

ガス及び液体燃料(天然ガス、石油その他の精製製品を除く。)を用いて電気を発生する発電設備の設置又は運用

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11およびF42.22に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動への適応への実質的な貢献

320 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

321 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

322 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従って

パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

323 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

|  |
| --- |
| この経済活動は、重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。  本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。   1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。 2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施される。   気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル324、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れている。  実施される適応策は以下のとおりであること。   * 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。   2. 自然に基づくソリューション325を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ326に依存すること。   3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。   4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。   5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的ＤＮＳＨスクリーニング基準に合致していること。 |
| 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」) |

324 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

325 [国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)。<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem->management/our-work/nature-based-solutions.

326 [欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[欧州のナチュラル・キャピタルの強化(COM/2013/0249最終版)](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 気候変動の緩和 | この活動によるGHGの直接排出量は、270gCO2e/kWhよりも低いこと。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者327と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 排出量は、大規模燃焼プラント328のための利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の結論に示された最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量レベルの範囲内かそれよりも低いこと。 有意な交差媒体効果は生じないこと。  1MWを超え、かつ大型燃焼プラントのBAT結論の閾値を下回る燃焼プラントについては、排出量は、指令(EU)2015/2193329の附属書II第2部に定める排出限界値を下回ること。 |
| (6)  生物多様性 生態系の保護及び復元 | 指令2011/92/EUに従って、ＥＵ内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別330が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準331に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、必要な緩和及び　（続く） |

327 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

328 欧州議会および欧州議会指令2010/75/EUの下での最善の利用可能な技術(BAT)結論を確立した2017年7月31日の委員会実施決定(EU)2017/1442

大型燃焼プラント用評議会(OJ L 212, 17.8.2017, p.1)

329 中型燃焼プラントからの大気中へのある種の汚染物質の排出の制限に関する欧州議会及び理事会指令(EU)2015/2193(2015年11月25日)(OJ L 313, 28.11.2015, p.) 1).

330 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

331 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 環境保全のための補償措置が講じられること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価332が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定333が実施されていること。 |

# バイオエネルギー発電

*活動内容*

バイオマス、バイオガス、バイオ燃料から発電する発電施設の建設と運営。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって定められた経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11に分類される。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動への適応への実質的な貢献

この経済活動は、重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施してきた。

本活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

* + 1. 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
    2. 他のすべての活動について、評価は、少なくとも10~30年の気候を含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

332 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

333 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

大型投資の予測シナリオ

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル334、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れている。

実施される適応策は以下のとおりであること。

* + - 1. 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
      2. 自然に基づくソリューション335を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ336に依存すること。
      3. 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
      4. 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
      5. ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致していること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (2) 気候変動の緩和 | この活動は、指令2018/2001の第29条に規定された持続可能性、温室効果ガス排出削減及び効率に関する要件を満たしていること。 |
| (3)水資源・海洋資源の持続可能な利用と保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者337と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |

334 例えば、欧州委員会が管理するCopernicusサービス。

335 [国連決議第069号「国際連合の自然に基づく解決策の定義」に従い](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)

[自然保護(IUCN)、https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystememanagement/our-work/nature-based-s](https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions)olutions

336 [欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

[経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。](https://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/strategy/index_en.htm)

337 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。

第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

|  |  |
| --- | --- |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 欧州議会および理事会338の指令2010/75/EUの適用範囲に入る施設については、排出量は、大規模燃焼プラント339のための利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の結論に示された利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれよりも低いこと。 有意な交差媒体効果は生じないこと。  1MWを超え、かつ大型燃焼プラントのBAT結論の閾値を下回る燃焼プラントについては、排出量は、欧州議会および理事会340の指令(EU)2015/2193の付属書II第2部に定める排出限界値を下回ること。  欧州議会及び理事会341の指令2008/50/ECに規定された大気質限度値に適合しないゾーン又はゾーンの一部のプラントについては、指令(EU)2015/2193の第6条第9項及び第10項に従って欧州委員会が公表する情報交換342の結果が考慮されること。  有機物質の嫌気的消化のために、生産された消化物は、肥料または土壌改良剤として、コンポスト化またはその他の処理の直接後または後に使用され、規則(EU)2019/1009付属書II(EU)のコンポーネント材料カテゴリー(CMC)4および5、ならびに肥料製品に関する関連国内法に定める肥料材料の要件を満たすこと。  100トン/日以上を処理する嫌気性消化プラントでは、大気および水への排出量は、排出量の範囲内かそれ以下であること。 |

338 2010年11月24日付け欧州議会および理事会指令2010/75/EU、産業排出量(総合汚染防止および管理)(OJ L 334、17.12.2010、p)。 17).

339 欧州議会および欧州議会指令2010/75/EUの下での最善の利用可能な技術(BAT)結論を確立した2017年7月31日の委員会実施決定(EU)2017/1442

大型燃焼プラント用評議会(OJ L 212, 17.8.2017, p.) 1).

340 中型燃焼プラントからの大気中へのある種の汚染物質の排出の制限に関する欧州議会及び理事会指令(EU)2015/2193(2015年11月25日)(OJ L 313, 28.11.2015, p.) 1).

341 欧州議会および理事会指令2008/50/EC、2008年5月21日、欧州の大気環境およびクリーナーエアに関する指令(OJ L 152, 11.6.2008, p)。 1).

342 加盟国、関係産業及び非政府組織との情報交換に起因する最終技術報告書には、最良の技術情報が含まれている。

中型燃焼プラントで使用される利用可能な技術であって、それらの環境影響を低減するために利用可能であり、かつ、利用可能であり、かつ、最良の新技術及び関連コストで達成可能な排出レベル:https://circabc.europa.ui/group/06f3a94-9829-4eee-b187-21783ba0fbf/library/9a99a632-9ba8-4cc0-9679-08d929afda59/details.